

大戦間期、「国民外交」下における国際平和運動

— I・P・R の日中戦争に関する共同研究を事例として

堀内暢行

はじめに

一九三九年一二月に日本国際協会太平洋問題調査部は、蠟山政道に調査を委嘱し、その成果をまとめ『東亜新秩序と日本外交政策』を刊行した。これは、国内外の問題を国内の識者に解説することを目的に、同調査部が「太平洋問題資料」（以下、「資料」として発刊したシリーズの第六輯にあたる。シリーズの巻末には毎輯、「太平洋問題調査部刊行物」リストが掲載されていたが、当輯で突如として以下の文が挿入された。即ち、

当太平洋問題調査部は、日支事変に関し誤れる情報の世界に瀾漫し、其の真相についての誤解又は認識不足の甚だしき現状に鑑み、今次事変の由つて来る所以を剔抉し、事態の真相を内外に闡明すべく、事変に関連せる重要な基本的問題を選び、夫々専門家に調査を委嘱し、研究を煩はしている。其の中大半は既に完成し一応「太平洋問題資料」として公刊したが、全部の完成を見たる暁には、更に改訂を加へ編輯の上、英文に翻訳し、広く世界の識者に訴へる計画である〔1〕。

右に加え、第一〇輯には、「東亜新秩序建設の秋に当り、本調査が聊かなりとも当面の諸問題解決の爲め寄与する処あらば、当調査部の至幸とする処である」⁽²⁾と、計画の目的に東亜新秩序建設に寄与することが付け加えられた。

同調査部は、一九三七年の日中戦争⁽³⁾勃発にともない、シリーズで刊行していたものを再編集した上で英訳し、世界に発信することになったことを通知した。実際、調査部は一九四一年に太平洋問題調査会日本支部 (Japanese Council Institute of Pacific Relations: 以下、日本IPR) 名義で、「Far Eastern Conflict Series」として一九四一年に英文で刊行した⁽⁴⁾。

日本IPRの活動において「資料」の刊行は、活動当初から継続されていた。一九三六年に国際連盟協会を前身とする日本国際協会の傘下に入った後も、ゆいいつ、一般大衆の目にとまる団体の活動であった⁽⁵⁾。この最大の目的は、一般大衆に国際情勢を周知させるとともに、提示した問題に対する認識を打ち出すことで、外交世論を統一することであった。その基底には、「国民外交」における外交的教育の理念があった。

「国民外交」とは、当該期における日本において、アメリカ大統領ウィルソンが提唱した「新外交」を読み替えたものであるが、その内実はウィルソンのそれと大きく異なるものであった⁽⁶⁾。日本で「新外交」が論壇にあらがった際、いわゆる外交の民主化は重要視されたものの、日本の大衆は外交的知識が薄弱であり、まずはその状況を教育により打開することが第一とされた。よって、日本IPRによる「資料」の刊行事業は、まさに外交的教育の実践とみることができる。

このようにみると、前に示した日本IPRによる“Far Eastern Conflict Series”の刊行は、日中戦争に関する日本の正当性を世界に示すことが目的であり、「国民外交」の外交的理念に沿ったものであるといえる。しかしながら

この事業により、日本IPRはIPRと袂を分かつことになつたのである⁽⁷⁾。なぜそのような事態になつたのであろうか。この意味を考えることが本稿の目的である。

そもそも、「国民外交」論の実践については外交的教育の施行以外は曖昧模糊なものであり、論壇において画一化したものではなく、模索の状況にあつた。近年の研究において、芝崎厚士は日本のナショナリズムを諸外国に闡明するといった意味があつたことが指摘している⁽⁸⁾。古典的外交家として知られる信夫淳平は、雑誌『外交時報』に寄稿した「国民外交の本質」のなかで、「国民外交」が「最も効力を發揮するのは、多くは何か大事の起こつた日で、政府を鞭撻し若くは政府と共同的に国民の意思を徹底せしむるの必要に逢着たる場合である」と述べた⁽⁹⁾。信夫の主張は、大衆に向けたものであるが、「Far Eastern Conflict Series」を刊行する前段階に「資料」を刊行し、それを英訳するということから、第一に国内における外交世論の画一化を企図し、第二にそれを諸国に喧伝するものであることから、芝崎の指摘は信夫の主張に一致する。さらに、日中戦争の危機下にあつたことから、この事業が「国民外交」の外交的教育の理念に叶うものであつた。また、本刊行事業を芝崎の論に照らし合わせても、「国民外交」実践に合致したものであつたといえる。

しかしながら、先行研究で指摘されるように、IPR国際事務局が日中戦争の原因とその影響について研究事業として計画した「インクワイアリー」と対立した。その結果、日本IPR独自で「Far Eastern Conflict Series」を刊行するにいたつたのである。そこにはどのような意味があつたのか。改めて、「インクワイアリー」問題を「国民外交」の外交的教育の論理から再考し、戦時初期の日本の国際的知識人といわれた人々の姿を描くこととした⁽¹⁰⁾。

一 調査部独立への模索

本論を始めるにあたって、日本IPRの状況について確認したい。というのも、日本IPRは「インクワイアリー」問題が表面化するなかで、それまでの環境から大きく変わろうとしていたからである。

日本IPRは、前回太平洋会議準備期間中に日本国際協会の傘下にはいって、この合併により、日本IPRは協会内の一支部となったことはもちろん、その活動自体もそれまでの日本IPRとしての独自性は失し、その結果、同協会のイニシアティブにより会議を乗り切った。この経緯を考えれば、そのまま日本IPRは協会に包含されたまま活動を展開することになったと先行研究にて評価されてきたことは頷ける。一方で、そうした評価とは異なり、インクワイアリー問題に対応しなければならない状況下において、日本IPRを取り巻く環境に大きな変化が確認できる。

一九三八年五月三十一日、太平洋問題調査部協議員会が協会会議室にて開催した⁽¹⁰⁾。同会には、芳澤謙吉・上田貞次郎・前田多門・岩永裕吉・高木八尺・高柳賢三・那須皓・山川端夫・西園寺公一・谷川與平・大久保愿二が出席した。その際、「太平洋問題調査部独立会計予算審議の件」を協議している。その会合記録によれば、

(イ) 独立会計設定迄の経過に関して

現下内外の非常時局に際し国際関係調整の必要益々増大し、我がI・P・Rの積極的活動を要請するもの愈々大なるものあるにも拘らず、本調査部の財政不如意にして活動充分なるを能はず、遺憾極まりなき次第であつたが、今般西園寺幹部其他の奔走により、原田熊雄男の御尽力と日銀総裁結城豊太郎氏の御斡旋を得、三

井・三菱・住友・日銀より今後五ヶ年間毎年合計三万五千円の寄付金を受けること、なつた。右により我が財政漸く充実し、愈々今後大いに本来の使命遂行のため邁進し得ることを得た¹¹⁾という。これにより、

右の寄付金は太平洋問題調査部指定寄付金として特別会計となし、従来よりの外務省下付金一万円と合し、日本国際協会の一般会計とは分離し、帳簿を全然別にして、独立会計の取扱をなすことに決定し、妙年度からは両者を合し四万五千円を以て名実共に特別会計となすことに決定した。「中略」右の予算は協会の予算とは明確に区別され、混同及び流用を許さず、余剰金生じたる場合と雖も、本調査部の次年度の費用に充当すべきものであることが確認された¹²⁾。

つまり、従来からの外務省よりの補助金、そして今回、西園寺等による努力により、財閥等からの寄付金は、協会宛てではなく、日本I・P・Rに宛てられたものであり、よつて協会より独立した会計として扱うことが同会で確認された。さらに、

蓋し本調査部の事業の性質は、本来の日本国際協会のそれと趣を異にする処頗る多く、且つ前者は太平洋會議準備のため不断の用意を必要とするが故である¹³⁾。(傍線は筆者加筆。以下同。)

と、傍線部にあるように、日本I・P・Rは協会に吸収合併に至つたものの、両団体はそもそも活動の性質が異なり、太平洋會議への準備など、日本I・P・Rにとつて独立会計が必要であることが記されていた。「昭和十三年度太平洋問題調査部独立会計予算」中、予算収入内訳には、

一、外務省下付金 一〇、〇〇〇円

一、三井剛明寄付金 一〇、〇〇〇円

一、三菱社寄付金	一〇、〇〇〇円
一、住友本社寄付金	一〇、〇〇〇円
一、日本銀行寄付金	五、〇〇〇円
合計	四五、〇〇〇円 ⁽¹⁴⁾

と記されている。その付記には、「外務省寄付金となるは、同省より日本国際協会への下付金の中、特に日本太平洋問題調査会 (The Japanese Council of the Institute of Pacific Relations - 以下本会と略称す) の為の費用として指定せられ居る分なり。」とあり、外務省からの寄付金は、日本IPR宛てになつていた⁽¹⁵⁾。

日本IPRはこの財政状況を「I・P・Rが民間団体である性質に鑑み、極めて望ましきこと」として喜び、国際IPR事務総長エドワード・カーター (Carter, Edward C.) への状況を報告した。その報告を行う際に「我方がI・P・Rの維持及び強化のため最善の努力を尽くしつゝ、あることを認識せしめると共に、彼の行動の慎重を望むべし」との意見が協議員会であがつていた⁽¹⁶⁾。日本IPRが、団体の性質に合致するよう努力している状況を通知した上で、それを頓挫させるような事態になるであろうインクワイアリー計画を思いとどまるよう、IPRに具申することを企図したのである。また、同委員会の記録の最後は、団体の「存在の真の意義は、事変終熄と共に益々その光彩を發揮すべきものであることが力説され、各員一層奮励し危機打開に努力すべきことが誓はれ」と結んでいた⁽¹⁷⁾。日本IPRは、金銭的自立をもつて、IPR内における自己の位置付けに対する自信を取り戻したのみならず、将来的にIPRの存在意義が高まることとの展望を保持していた。日中事変をむかえた段階にあって、日本IPR代表者らは事変後におけるIPRの活動に希望を見いだしていた⁽¹⁸⁾。

二 インクワイアリー計画の始動と国際事務局の意図

ニュージーランド IPR に所属したウィリアム・ホランド (William Holland) は、長年国際 IPR (The International Secretariat of the IPR) にて組織活動に尽力し、一九四六年から組織が解散にいたるまで総長であった人物として知られる。後年になってホランドは、研究者のインタビュアーのなかで、IPR はなぜ活動組織 (activist organization) に転化しなかったのか、との問いに対し、それが組織の義務ではなかったとの理由で否定した⁽¹⁹⁾。続けて、「まず間違いなく多くの日本人関係者は、インクワイアリー・プロジェクトは IPR が直接的な活動に近づく懸念があると主張していた」と述べた⁽²⁰⁾。本プロジェクトのそもその意図は、「最終的に日中間で和平会議が開催された際に、計画における研究が会議関係者に有用な資料を提供すること」にあったとし、プロジェクトがヴェルサイユ講和会議におけるウッドロー・ウィルソンを手助けした際の形態を目指したという。しかしながら、日本 IPR は IPR から「喧嘩をうられた (as the aggressor)」ように感じ本プロジェクトの阻止をはかった、とホランドは述懐している⁽²¹⁾。

実際、一九三〇年代、特に三五年以降になると日本 IPR は IPR 内で孤立を深めた。例えば一九三六年に開催した第六回太平洋会議 (Pacific Conference) に、日本 IPR 代表として出席した山川端夫は「我々は日本が対外的に与へた幾多の誤解や疑惑を解く上に於て聊か邦家のために尽すことは出来たけれども、日本の態度に対する外国の反対を充分説得し得ざりしことは之を率直に認めねばならない」と会議報告書の冒頭に記した⁽²²⁾。このよう
な IPR に対する弱気な発言はこれまで見られなかった。前のホランドもまた、ほとんど全ての日本国外研究者は

反日的態度であつたと述べている⁽²³⁾。日本 I P R を取り巻く空気は、国際社会における日本と同様であつた。むしろ、同一組織内で活動することで、より一層それを感じたのかもしれない。そうした状況のなかで、インクワイアリー計画が開始したのであつた。

インクワイアリー計画は、カーターの主導で始まつた。カーターは一九三七年八月から欧州を歴訪した。その際、英仏両国 I P R 関係者と七月に勃発した日中戦争について、組織としてその原因を検討・研究する新計画を開始することを議論した⁽²⁴⁾。これがインクワイアリー計画の発端である。山岡の研究によれば、新計画は賛同を得、さらに次回の太平洋会議においても当該問題に変更することが同席上で提案され、後に英国はそれが通らないかぎり会議出席を回避するとまで主張するにいたつたといふ⁽²⁵⁾。

カーターはアメリカに帰国後、インクワイアリー計画の遂行に全力をそそいだ。その方法は、当事者である日中 I P R 関係者を除く形で進められることとなり、結果、次節で確認するように、そのやり方に対し日本から大々的な批判を受けることとなつた⁽²⁶⁾。

結局、日本 I P R がインクワイアリー計画の通知を受けたのは、一九三八年一月の中央理事会を経て、同計画が決定した後の、二月九日付の I P R 中央理事会議長ジョン・デフォォー (John Defoe) 書簡であつた。日本側の対応については、次節で確認するが、日本がそれを受け取つたのは、書簡のためにさらに遅れての二月下旬であつた⁽²⁷⁾。

デフォォーの書簡には、これまでの同計画決定に至るまでに経過が記されており、そもそも「東アジアにおける競争勃発にともない、多数の I P R 会員からこの争いについて国際事務局は何かしらの行動をすべき」との意見がよせられたことが発端であるとした。その上で、「この計画に対して大多数の専門家の専門家から賛同を得た」とし、

組織内に計画を実施することについて異論がないことが記されていた⁽²⁸⁾。

また、同年三月一五日にインクワイアリー計画の主体である国際事務局が発信した書簡には、より具体的な目的と方針が示された⁽²⁹⁾。即ち「国際事務局が準備計画している研究計画は近年の東アジアにおける政治経済問題とその調整可能な方法である」とし、方針の提案として①極東アジアにおける西洋列強の位置を整理する研究、②近年の日本の対外政策に貢献してきた政治及び経済的地位に関する研究、③近年の中国の対外政策に貢献してきた政治及び経済的地位に関する研究、以上の三点をあげていた。

以後、国際事務局には、インクワイアリー計画に対するコメントが各支部から寄せられた。特に計画を主導するカーターに対してのものは膨大な数に上った。

それらのコメントを計画に取り込みつつ、カーターを中心に計画の概要が作成されていった。最終的な計画案は「声明」として、六月二八日に国際事務局は各I・P・R支部にプロジェクトの目的を下記のように通知した。即ち、

インクワイアリー計画は極東情勢を特定の計画で処理するために必要書類提出しようとするものでない。この目的は、時間的制約に阻まれるものの、専門家が現在明らかになっている膨大な資料に基づいた研究や、複数の言語ですでに刊行されたもののうち、今日の危機に関する有益であろう情報に注目することにある⁽³⁰⁾。

右にあるように、日中両国のどちらかを非難するようなものではなく、国際組織として極東における戦争に学術的に貢献しようとするものであった。また、日本に関する研究項目においても、その目的に「この研究は満洲事変以降の日本の対外政策と外交、特に中国との関係を歴史的に分析した初めての要旨」となるだろうことを強調しているが、歴史的に問題を理解しようとする手法は、日本I・P・RがI・P・Rの場で常々行ってきたことであり、日本I・P・Rの考えと合致するように思われた⁽³¹⁾。特に、「満洲と中国における特殊権益の発展」とわざわざ個別の項目を

立て、日本IPRが中国における特殊権益論をこれまでに重要視していた点をくみ取っていることは注目すべきことであった。なぜなら、中国IPR側は、この特殊権益論について常に批判していたからである。その内容を、IPRの計画において諸外国に説明できる機会となることは、日本IPRにとって絶好の機会となったといつてもよい。

しかしながら、日本IPRはこの計画事態に批判的態度を示したのであった。

三 日本IPRの対応

国際IPR側が意図したインクワイアリー計画に対して、日本IPRはどのような対応を取ったのであろうか。そこでここでは、日本IPRが計画にどのように向き合ったのかを、その主張を抜き出し確認することとした。

インクワイアリー計画への日本IPRによる初動は、三月二二日の協議委員会であった⁽³²⁾。以降、毎月行われる協議委員会では、当該問題が集中的に協議された。初動の会議では、前節にみた三月一四日に受け取ったデフォアの提案に対して、「デフォア氏の提案の政治的意図及び其の手續に就いて」として、日本IPRは同計画について本書簡により初めて知ったことに対し「かゝる重大な事項に関して我方に何等相談することなく計画を進めたことは甚だ遺憾なことであつて、その手續に関しては充分抗議を申込」むこと、さらに計画の「政治的意図又は動機は日本を目標とせるものとも解し得られ、必ずしも賛同し得ないが、計画が斯の如き決定した以上は、積極的に協力し、以て其の内容・実質をして遺憾なき様図るのが望ましい」ということで一致をみた⁽³³⁾。その上で「我

方提供の論文は必ず収録発表する様要求すること」として「調査をセクレタリアート「国際事務局」に委せ放任する時は、欧米に捲布されている誤れる資料に基き推断する惧多分にある故、我方として正しき資料を提供する一方、モノグラフ、アーティクル等をどしどし送付し、之を必ず収録掲載せしめる様要求する必要」があり、それを同計画の条件とすべきだと主張が出た。ここからわかるとおり、日本I・P・Rは、当事国である日本に一切の打診をしないまま、インクワイアリーの計画したことについて批判しつつも、この機会に自らの立場を国際社会に頒布することを目論んでいた。これは、計画を進めるにあたって、自らの意思とは異なる形に編集されることを危惧し、計画を推進する国際事務局の権限を制限する方法を検討していたことからもうかがえる⁽³⁴⁾。さらに、執筆者の人選について協議を始め、事務局による「参考案」ながら、

本計画に対し我方の協力し発表すべき問題に就いて

(一) 従来支那問題に関しI・P・R特に日本カウンシルは、如何なる調査・研究・提案・討議を行つたか？

その総決算—ストツク・テーキングをなすこと。

(二) 今次の日支事変を齊した一般的原因並に其の経過に就いて

—今日の日本の外交政策を必然ならしめた政治的・経済的諸条件に關して

—総論

(三) 今次の日支事變に關係する個々の政治的・経済的・社会的問題に關し—各論

(四) 新平和秩序建設の基礎条件—ピースフル・チエンヂの方策

支那のみならず諸外国に要求すべき諸条件の提示。⁽³⁵⁾

と、初動の段階から執筆内容のたたき台を準備しており、同計画になみなみならぬ力の入れようであったといえ

る。

続けて、五月三一日に開かれた調査部協議員会における「日支事変関係調査計画再審議の件」についての討議では、計画への対応策が具体的になりつつもそれに対する批判が見えてくる⁽³⁶⁾。

会議では、国際事務局の計画について「日支問題を取上ぐることにより米国民一般の共通感情に訴へ、I・P・R存在の意義を認めしめると共に、財政的援助を仰がんとする必要に出たるものとも解せられ、一応その苦衷は諒とされねばならぬ」と理解を示す一方、「我方の立場からすれば、本問題を政治的に討議し宣伝化することは、逆にその存在の意義を危くせしむる」とし、I・P・Rが「純アカデミツクな調査研究をその伝統的建前と規定せることを想起しなければならぬ」ものであり、それをカーターに進言することを確認した⁽³⁷⁾。中国問題、満洲問題がこれまでの太平洋会議で議論された時と同様に⁽³⁸⁾、日本側はI・P・Rの基調である「純アカデミツクな調査研究」を用いた議論というものを論拠として本問題に異を唱えた。

また、本計画に関連してカーターが構想する国際事務局を専門家集団化することと相俟って、同事務局に在米日本人学者の参加についても否定的意見での一致をみた。具体的には、ハーバード大学で経済学部助手をしていた都留重人等の事務局入りを要請したことに⁽³⁹⁾、協議会では両名がI・P・Rと関係が無く、また日本I・P・Rで認知していないこと。アメリカに居る以上、両名が「事変」に関する資料にアクセスすることが難しいこと。そして「本計画の如き重要問題に対しては、全日本の一派ブレーションを総動員すべき必要あること」の三点を反対理由にあげた⁽⁴⁰⁾。日本I・P・Rは、本「事変」の事情に精通しているのは、当事者である日本人だけであり、さらに当該問題を「純アカデミツク」に討究できるのは日本I・P・Rが認知している人物のみであるとの認識を共有していた。そこには、日本I・P・Rの主張こそが「事変」を解明する上で絶対的なものであり、それ以外を認めないとする非学術

的な論理が強く反映されていた。それを裏打ちするように、会議内では「我方としては規定方針通り、当方提供の資料及び論文を正確且つ完全に収録発表する様要求する態度で進むべしとの意見が繰り返し強調せられた」のであった⁽⁴¹⁾。

このように、国際I・P・Rに対する不信は、日中戦争の当事者という形での優位性を信じることで自らの立場のみが純然なる学術研究が可能となるとする、他者の排他性を組織内で強力に増幅していった。

その後の両者の交渉経過では、日本I・P・Rと国際I・P・Rはインクワイアリー計画について対立を深めた。日本I・P・R理事の高木八尺や山川端夫らは国際I・P・R関係者に個人的な書簡をもって、同計画に対する日本側の心情や計画の問題点を訴え続けた⁽⁴²⁾。さらに、高木、澤柳政太郎らが渡米し、会議において日本I・P・Rの立場を主張した⁽⁴³⁾。しかしながら、なんとか妥結を図ろうと歩み寄る国際I・P・Rに対して、日本側が提出するペーパーに対する編集権限の放棄を主張し続け、最終的に計画からの離脱し、日本I・P・R独自で刊行事業を行うことを決定した⁽⁴⁴⁾。

四 日本I・P・R独自の日中戦争研究の刊行事業

前節にみたような経過により、日本I・P・Rは「Far Eastern Conflict Series」を刊行した。内容は図のとおりであった⁽⁴⁵⁾。

以上、「資料」として刊行したものを順次英語訳をおこなひ、一部合冊して「Japanese Council, Institute of Pacific Relations」編として、全七を刊行した。

No.	担当者	調査題目	既刊 No.	既刊資料題目	既刊発刊年
(一)	三木清	欧米勢力の東洋進出以前に於ける日支の文化関係	第10輯	日支文化関係史	1940年3月
(二)	細川嘉六	欧米勢力の東洋進出の日支関係への影響	第3輯	欧米勢力の東洋進出	1939年7月
(三)	佐々弘雄	現代日本の政治的社会的発展	第11輯	日本政治の発展と趨向	1941年1月
(四)	笠信太郎	現代日本の経済的金融的発展	第9輯	現代日本の経済的発展	1940年3月
(五)	小泉吉雄	満洲国に於ける最近の政治的経済的発展	第4輯	満洲国の政治と経済	1939年7月
(六)	伊藤武雄	支那の占領地域に於ける諸問題	第8輯	支那占領地域の現状	1940年1月
(七)	矢部貞治	最近に於ける対外関係史	第5輯	最近日本外交史	1939年7月
(八)	尾崎秀実	二十世紀に於ける日支関係の変遷	第7輯	最近日支関係史	1940年1月
(九)	蠟山政道	東亜新秩序と日本外交政策	第6輯	東亜新秩序と日本外交政策	1939年12月

本シリーズの日本語版は、国内で大変な好評を得たようで、各パンフレットを合冊して刊行する計画が持ち上がったほどであったという⁽⁴⁶⁾。日本IPRがそれまで事業として刊行を続けてきた「資料」とは大きな違いであった。

しかし、その内容に対する今日の評価は厳しい。例えば原覚天は、日本IPRによる同シリーズについて「幾つかの中国に関するものがあるが、それらも日本の政治的立場からのもの、あるいはそれに束縛されたものであり、研究というにはほど遠いものである」と指摘している⁽⁴⁷⁾。その一方で、国際IPR主導によるインクワイアリー計画については高い評価を与えている⁽⁴⁸⁾。

ここで確認したいのは、その内容が同時代の状況を適切且つ研究書として成立しているか否かではない。日本IPRが、インクワイアリー計画から離脱してまで、アメリカをはじめ諸外国に何を主張したかったのか、と、いうことである。以後、英語版を用いて、それを確認してみた。

全七巻に共通しているのは、冒頭に「序文」と「編集者序文」が掲載されている点である。前者は山川が、後者は高木が執筆している⁽⁴⁹⁾。ここでは、蠟山政道が執筆を担当した「日本の対外政策―一九一四―

一九三九年」から確認することとする⁽⁵⁰⁾。

「序文」の冒頭、山川は日中戦争が東半球において、歴史上、類をみない画期になっているであり、その影響は当事国のみならず関係する諸国にも大きな影響を与えているとした。そしてこの戦争が、国際関係の観点から必然であったととれる発言をしていることは興味深い⁽⁵¹⁾。当時の国内における論壇では、こうした日中両国の衝突が不可避であったことは散見されるが、この議論をI・P・Rの場で、さらに形に残る刊行の形で闡明したことは注目すべきであろう。I・P・Rという、平和を希求し活動する国際組織の前提を否定しかねない主張であり、自国の正当性につながるものであるといえる。

また、日本I・P・R独自の刊行事業について、当然日本の視点で作成されたものであるが、その提供した「事実(Fact)」がI・P・Rの精神に基づいた価値のある研究であることになるであろう、とした⁽⁵²⁾。自らの情勢認識が正しいとするような文言は確認できなかったものの、これまでの経緯を踏まえると、直接的な文言を避けつつも、本刊行事業に対する意図が読み取れる。そして山川は最後にインクワイアリー計画について触れているものの、日本I・P・Rは同計画に参加せず、「日本I・P・Rの責任において独自の刊行事業を実施する」ことを記したのみであった⁽⁵³⁾。

おわりに

日本I・P・Rは、日本国際協会の『会務報告』において、「太平洋問題調査部」としてI・P・Rにおける活動の意義を会員にうったえた。即ち、これま全六回の太平洋会議に参加し、「我国の諸事情を紹介すると共に、欧米人の認

識不足を是正するため努力した外、太平洋問題に関する基礎的調査を刊行し、真実の事態の闡明に尽力し、以て聊かなりとも邦家のために貢献すべく」努力してきたとした⁽⁵⁴⁾。これに続けて、

最近の国際情勢の反映として、他国 I P R 間に、東亜の事態並に日本の特殊事情に関し、正当なる認識を欠くもの少からず、我方は之に対し嚴重に反省を求めたこと屢々であつた。例えば「インクワイアリー計画」に関しては其の調査項目の選択、執筆者人選、其他編輯方針の全般に関し、我方より注意したるにも拘らず、意見の一致を見なかつた、め、我方は之に非協力の態度を明確にし、これと別個に独自に於て「英語版」を刊行し、広く世界の識者に訴へた。⁽⁵⁵⁾

と、インクワイアリー計画への対応と、その解決策として英語版を刊行したことを説明した。本論で確認したように、そこに偽りはない。国際 I P R との折衝過程で、日本 I P R 側が主張したことは、まさに自らが信じる道理であり、それが認められないことから、計画から離脱したとの報告となつてゐる。さらに、それまでの I P R での日本の活動について、諸外国の主張が自らのそれと異なることを是正し、統一することに努力してきたことが記されていたことは、日本が当事者となる問題について、国際協調を図る、または、相互の違いを理解しあうことを前提としていなかったことを意味している。

以上から、日本 I P R は「はじめに」で示した「国民外交」における外交的教育論を、I P R 関係者たちに適応させたといえる。日本の大衆は外交的知識が薄弱であり、I P R 関係者は東アジア情勢、特に日中間題に関する知識が薄弱であるとした上での対応である。自らの知識が正義であり、それ以外の見解は許さないとする、日本大衆への対応と同様に、I P R 関係者にもそれを適応したのである。

外交の民主化が大義である「新外交」を、その主体である大衆を愚民視した日本の「国民外交」は、「新外交」

の代替えとすることにはそもそもその論理において矛盾していた。本論で取り扱ったインクワイアリー問題にてそれが顕在化した。とはいえ、日本I・P・Rが執った結論は、計画からの離脱であり、組織との協力関係は継続であった。その背景には、日中戦争への樂觀論と、その後の対応に自らの力を発揮できるという過信であった。その根本に、日本国際協会からの独立にむけた一歩があったであろうことは推測に難くない。

しかしながら日本I・P・Rの対応の代償は大きかった。「国民外交」の論理によって大戦間期における国際交流は破綻した。結果論ではあるが、太平洋戦争勃発という、国際組織での活動を阻む事態が起きたことは、日本I・P・Rとして悲運だったといえる。一方で、ヴァージニア・ビーチでのスタディー・ミーティングに参加する可能性をも、インクワイアリー計画と同様に自らその道を閉ざしたのである。ここにも「国民外交」の論理の存在が認められるのである。

日本I・P・Rという、当該期における日本の国際主義者たちは、「新外交」を敷くべくその前段階として外交的教育を打ち出し、一九二〇年代から三〇年代にかけて実践したが、結果的にその考え方が「新外交」を否定していたことに気づくことができなかつた。よって、大戦間期における日本の国際主義と、普遍的なそれとは全く異なっており、外交的教育論を見いだした時点から、「新外交」から距離を抜けていったといえる。

結局のところ、先行研究において「国民外交」の実践論は未確定である。しかしながら、本稿において、「国民外交」とは国内向けには外交政策の国家的統合にむけた運動であり、対外的には日本の認識のみを「真実」とし、それを闡明・喧伝することであったといえる材料を得たというのは過言であろうか。換言すれば、自らの意見以外は認めないとする排他性が「国民外交」の論理であり、実践論であった。今後の研究でさらに深化させていく考えである。

また、高木は「編集者序文」の末尾に謝辞を記している。そのなかに、「翻訳の際に有益な手助けを得た外交の複数の友人」としてハーバート・ノーマン (Herbert Norman) をはじめ数人に感謝を示した⁽⁵⁶⁾。日本 IPR 以外の外国 IPR 関係者がどれほど、本刊行事業に関与したのか、また、内容について助言をうけた可能性について調査が必要であろう。この点も含め、今後の課題としたい。

- (1) 「東亜新秩序と日本外交政策」(日本国際協会太平洋問題調査部編『日支文化関係史—太平洋問題資料(六)—』、日本国際協会、一九三九年) 一〇二頁。
一九四〇年) 五二頁。
- (2) 「日支事変関係調査計画」(日本国際協会太平洋問題調査部編『日支文化関係史—太平洋問題資料(一〇)—』、日本国際協会、一九四〇年) 五二頁。
- (3) 史料文言上、「戦争」ではなく「紛争」と表記されているが、本論では「戦争」とした。
- (4) IPR に関する主な研究は次のとおりである。緒方貞子「国際民間団体の役割」(細谷千博、他編『日米関係史 開戦に至る十年』(四)マス・メディアと知識人)東京大学出版、二〇〇一年、新装版)／中見真理「太平洋問題調査会と日本の知識人」(思想)第七二八号、一九八五年二月)／山岡道男「太平洋問題調査会」研究(龍溪書舎、一九九七年)／Tomoko Akami, *Internationalizing the Pacific, The United States, Japan and the Institute of Pacific Relations in the War and Peace, 1919—1945* (London, New York, 2002)／片桐庸夫「太平洋問題調査会の研究—戦間期日本 IPR の活動を中心として—」(慶應大学出版会、二〇〇三年)。
- (5) 合併問題については拙稿「日本 IPR と日本国際協会の「合併」問題」(『国史館史学』第一七号、二〇一三年三月)を参照のこと。
- (6) 「国民外交」については、拙稿「一九二〇年代における「国民外交論」—言説に見る論理と知識人の役割」(『国史館史学』第一五号、二〇一一年三月)／酒井一臣『帝国日本の外交と民主主義』(吉川弘文館、二〇一八年)を参照のこと。
- (7) 本問題に関する主な研究は次のとおりである。前掲、山岡道男「太平洋問題調査会」研究／同、片桐庸夫「太平洋問題調査

会の研究』。

(8) 芝崎厚士『近代日本と国際文化交流—国際文化振興会の創設と展開』(地人館、一九九八年)。

(9) 信夫淳平「国民外交の本質」(『外交時報』第五一三号、一九二六年四月)。なお、前出の芝崎は本寄稿文を用いてその論を導きだしている。

(10) 一九三八年五月三一日付「太平洋問題調査部協議員会会議録」(那須皓文書)。なお、「那須皓文庫」は、現在、全国農業共同組合中央会共同組合図書資料センターに所蔵されているものの、二〇一九年中に国文学研究資料館に移管する予定である。また、本論で引用した同文書は、これまで未整理だったものを閲覧する機会のみで確認したものである。

(11) 一九三八年五月三一日付「太平洋問題調査部協議員会合記録」(同上) 八頁。

(12) 同上。

(13) 同上。

(14) 一九三八年五月二五日付「昭和十三年度太平洋問題調査部独立会計予算」(同上)。

(15) 同上。

(16) 前掲、一九三八年五月三一日付「太平洋問題調査部協議員会合記録」。

(17) 同上。

(18) 本件については、先行研究でふれられているものの、その意義については、I・P・Rが民間団体であることから従前のような外務省および政府の補助資金から成り立っていた日本国際協会予算から日本I・P・Rが切り離され、結果、民間資金の導入により実質的に民間団体として成立したことが指摘されている。例えば、前掲、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』、二七七頁。

(19) Hooper, Paul F., ed., *Remembering the Institute of Pacific Relations: The Memoirs of William L. Holland*, Tokyo: Ryukui Shyosha, 1995, p. 309.

(20) *Ibid.*

(21) *Ibid.*

(22) 山川端夫「序」(『日本国際協会編『太平洋問題』、日本国際協会、一九三七年)。

- (23) Hooper, Paul F. op. cit., p. 309.
- (24) 前掲、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』、二六七頁。
- (25) 同上。
- (26) 同上、二六九頁。日中間を除いた理由は、日本の反対を危惧したのではなく、日中両国にとって微妙な問題であったことと
つづいて。
- (27) Letter from John Defoe to the Members of the Pacific Council, International Research Committee, National Secretaries, February 9, 1938. Box No.16, *International Secretariat Inquiry*, Institute of Pacific Relations record, 1927-1962. Rare Book and Manuscript Library, Butler Library, Columbia University.
- (28) *Idid.*
- (29) "An Inquiry to be Organized by International Secretariat of the Institute of Pacific Relations". March 15, 1938. *Idid.* (RBML, CU).
- (30) "INTERNATIONAL SECRETARIAT INQUIRY, INSTITUTE OF PACIFIC RELATIONS, Statement of Project". June 28, 1938. *Idid.* (RBML, CU).
- (31) "Tentative Outline of Study of Conditions Contributing to and Arising From the Present Course of Japanese Policy and Possible Important Future Development". June 29, 1938. *Idid.* (RBML, CU).
- (32) 一九三八年三月二二日付「太平洋問題調査会協議委員会合合記録」(那須皓文書)。会議は、芳沢謙吉、高柳賢三、山川端夫の三名と、事務局から、谷川與平、大窪愿二がそれぞれ出席した。
- (33) 同上。
- (34) 計画についてI P R側と議論を進めるなかで、日本I P Rの主張により国際事務局の権限は制限された。前掲、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』、二九三―二九四頁。
- (35) 前掲、一九三八年三月二二日付「太平洋問題調査会協議委員会合合記録」。
- (36) 前掲、一九三八年三月二二日付「太平洋問題調査部協議委員会合合記録」。当日、同事項について「(イ)日支事変の取扱ひ方に就いて一政治的論争か学究的調査か」・「(ロ)カーター氏書翰に依り明確化せるI・Sの役割に関して」・「(ハ)カーター氏提

唱の I・S の拡大案に関して・「(二) I・S の日本研究プロジェクトに関して」・「(ホ) カーター氏に対する我方の回答に関して」の四項目にわたって討議した。

(37) 同上、四頁。

(38) 本件については、拙稿「一九二九年第三回太平洋会議に関する一考察—満洲問題討議の準備過程における日本 I・P・R を中心に」『東アジア近代史』第一一〇号、二〇〇八年三月)を参照のこと。

(39) 一九三八年五月二五日付安保長春中央事務局員発山川・西園寺・谷川宛書簡(一九三八年六月三日付日本国際協会太平洋問題調査部発協議員宛回覧、同上)四頁。

(40) 前掲、一九三八年五月三二日付「太平洋問題調査部協議員会合記録」、五〜六頁。

(41) 同上、五頁。

(42) 例えは、Letter from TAKAGI Yasaka to Carl Alsberg, December 9th, 1938, *Japan, 1928-1941, 1953* fasc. A-7 FC#15, Institute of Pacific Relations Records, University of Hawaii at Manoa Archives./ Letter from YAMAKAWA Tadao to Philip C. Jessup, Chairman, Pacific Council, March 28th, 1939, Box No.151, *INQUIRY, CARTER, EDWARD C.* Institute of Pacific Relations record, 1927-1962, (RBML, CU).

(43) 詳細は、前掲、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』／片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』を参照のこと。

(44) 前掲、山岡道男『太平洋問題調査会』研究』、二九七頁。

(45) なお、本シリーズ刊行について山岡道男による詳細な研究がある。同上、三〇五〜三三六頁。

(46) 同上、三一一〜三二二頁。

(47) 原覚天『現代アジア研究成立史論—満鉄調査部・東亜研究所・I・P・Rの研究』(勁草書房、一九八四年)、一三四頁。

(48) 同上、二六二頁。

(49) 山川が同文を執筆するのは、日本 I・P・R 理事長として当然であるが、実際はどちらも高木が執筆した可能性がある。大窪愿二『回想の高木八尺』(アメリカ学会・高木八尺先生記念図書編集委員会編『アメリカ精神を求めて—高木八尺の生涯』、東京大学出版会、一九八五年)一六一頁。

(50) Tadao Yamakawa, "Foreword", in Masamichi Royama, *Foreign Policy of Japan: 1914-1939*, "Far Eastern Conflict" Series,

Japanese Council, Institute of Pacific Relations, 1941., Tokyo, Japan.

(51) 中三三' If it is too much to say that the outbreak of the conflict was inevitable in the light of the international relations then existing in this area, at least one can believe that the conflict was destined from the very first to give rise to issues which were world-wide. ナ短クハニニ° *Idid.*, p. vii.

(52) *Idid.*, p. vii.

(53) *Idid.*, p. viii.

(54) 日本國際協會編『會務報告 昭和十六年度』（日本國際協會、一九四二年）二三頁。

(55) 同上、一一三—一二四頁。

(56) Yasaka Takagi, "Editor's Preface", in Michio Royama, *op. cit.*, p. xii.